

令和8年度
(第1回)

出雲市税だより

令和8年(2026)4月 出雲市財政部 市民税課・資産税課・収納課

令和8年度 納税ごよみ

- 市税等の**普通徴収分**(納付書又は口座振替で納付する方法)の各納期限と日曜納税相談の日程をお知らせします。
- 口座振替の振替日は、各納期限の日です。
- 金額については、各通知書をご確認ください。

納付月	市税等納期限	市民税	市県民税	固定資産税	都市計画税	軽自動車税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	日曜納税相談
4月	4月30日(木)								第1期	—
5月	6月1日(月)			全期第1期		全期				5月10日(日)
6月	6月30日(火)		全期第1期						第2期	—
7月	7月31日(金)			第2期			第1期	第1期		7月5日(日)
8月	8月31日(月)		第2期				第2期	第2期	第3期	8月30日(日)
9月	9月30日(水)						第3期	第3期		—
10月	11月2日(月)		第3期				第4期	第4期	第4期	10月11日(日)
11月	11月30日(月)			第3期			第5期	第5期		—
12月	12月28日(月)						第6期	第6期	第5期	12月6日(日)
令和9年1月	2月1日(月)		第4期				第7期	第7期		—
2月	3月1日(月)			第4期			第8期	第8期	第6期	—
3月	3月31日(水)						第9期	第9期		—

1. 市民税・県民税(個人)・森林環境税について

【1】市民税・県民税・森林環境税

市民税・県民税は住民税とも呼ばれており、市や県が行う行政サービスに必要な経費を住民の方々に広く負担していただくものです。

また、森林の環境を整えるための森林環境税(国税)も納付いただきます。

均等割額と森林環境税

均等割	県民税	1,500円
	市民税	3,000円
森林環境税(国税)		1,000円
合計		5,500円

※森林環境税は、均等割にあわせて徴収します。

【2】納める方(納税義務者)について

賦課期日(1月1日)に出雲市内に住所があり、前年1年間に一定以上の所得があった方です。

所得割額

$$\begin{aligned} \text{所得割額} &= (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \\ &\quad \times \text{税率(市民税6\% 県民税4\%)} \\ &\quad - \text{税額控除等} \end{aligned}$$

※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。

【3】税額について

定額で課税される「均等割・森林環境税」と、前年1年間(1月1日から12月31日)の所得に応じて課税される「所得割」で構成されています。

【4】均等割・所得割が課税されない方について

区 分	対 象 者
所得割も均等割もかからない人	生活保護法による生活扶助を受けている人
	障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親であり、前年の合計所得金額が135万円以下の人
均等割がかからない人(所得割もかかりません)	前年の合計所得金額が次の金額以下の人 ◎控除対象配偶者・扶養親族のいない人 = 38万円 ◎控除対象配偶者・扶養親族のいる人 = 28万円 × {(控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 1} + 26.8万円
	前年の総所得金額等が次の金額以下の人 ◎控除対象配偶者・扶養親族のいない人 = 45万円 ◎控除対象配偶者・扶養親族のいる人 = 35万円 × {(控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 1} + 42万円
所得割がかからない人(均等割はかかります)	所得控除の合計金額が、総所得金額等を上まわる人

【5】納税通知書について(納付方法によって異なります)

給与特別徴収の方

5月中旬に会社などの給与支払者(特別徴収義務者)へ「特別徴収税額の決定通知書」をお送りしますので、給与支払者から通知書をお受け取りください。

普通徴収の方・年金特別徴収の方

6月中旬に「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」を納税義務者にお送りします。(非課税の方を除く)

※本年1月2日以降に亡くなられた方の納税通知書は、相続人の方に送付します。

※3月16日を過ぎて確定申告書を提出された場合は、6月(給与特別徴収の方は5月)に送付する納税通知書には確定申告書の内容が反映されていないことがあります。7月以降(給与特別徴収の方は6月以降)に確定申告書の内容を反映した納税通知書を送付します。

【6】納付方法について

給与特別徴収・普通徴収・年金特別徴収の3通りの方法があります。（*）

区 分	納 付 方 法
給与特別徴収	<p>会社などの給与支払者（特別徴収義務者）が、給与から市民税・県民税を引き去りし、給与所得者に代わって納付する方法です。</p> <p>納 付 月：6月から翌年5月まで毎月</p> <p>※給与所得者の方は原則、給与から市民税・県民税が引き去りされます。</p>
普通徴収	<p>納税義務者が、納付書又は口座振替で納付する方法です。</p> <p>6月に納税通知書や納付書を送付しますので確認してください。納付書で納付される方には、全期前納納付書と期別納付書（第1期から第4期分）を送付します。いずれか一方の納付書により納付し、両方の納付書で納付されないよう、ご注意ください。</p> <p>納 付 月：6月・8月・10月・1月</p> <p>納 付 書：納税通知書と一緒に送付します。納付書記載の納付期限までに納付してください。</p> <p>口座振替：納税通知書に振替口座を記載しています。振替日は納期限の日です。詳しくは、1ページの「納税ごよみ」をご覧ください。</p>
年金特別徴収	<p>年金支払者が、公的年金にかかる市民税・県民税を公的年金から引き去りし、年金受給者に代わって納付する方法です。</p> <p>①年金特別徴収初年度</p> <p>上半期（6月・8月）は、年金所得に係る年税額（以下、「対象税額」）の4分の1ずつを普通徴収で納付し、下半期（10月・12月・翌年2月）は対象税額の6分の1ずつを年金から引き去ります。</p> <p>②翌年度以降</p> <p>上半期（4月・6月・8月）は、前年度分対象税額の6分の1ずつを年金から引き去ります（仮徴収）。下半期（10月・12月・翌年2月）は、その年の対象税額から上半期に引き去った額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを年金から引き去ります（本徴収）。</p> <p>※65歳以上の方の公的年金等に係る市民税・県民税は、原則、公的年金から引き去られるため、徴収方法を選択することはできません。</p>

*複数の徴収方法を併用して納付していただく場合もあります。

【7】所得・課税証明書の発行について

令和8年度（令和7年分）所得証明書、課税証明書は、6月1日（月）から本庁市民税課、各行政センター窓口、本庁の複合機、コンビニ交付サービスで取得できます。

コンビニ交付サービスでは、年末年始を除く6時30分から23時まで証明書の取得が可能です。手数料が窓口交付より100円減額となりますので、マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひご利用ください。

【8】課税内容や納付方法等の問い合わせ

税額や納付方法等で不明な点がある場合は、本人確認書類等をお持ちのうえ、本庁市民税課（2階）までご来庁ください。

なお、電話で問い合わせをされる場合は、本人確認のため、納税通知書に記載されている番号を確認させていただきます。

必ず、納税通知書をご用意のうえ、お問い合わせください。



2. 軽自動車税について

【1】軽自動車税とは

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車（以下、「軽自動車等」という。）を所有している方に負担していただく税金です。毎年5月に1年分を1回で納付します。

【2】納税義務者について

賦課期日（4月1日）時点で、出雲市内に使用の本拠（定置場）がある軽自動車等を所有している方が納税義務者です。4月2日以降に廃車等の手続を行った場合でも、当該年度の税金は納付していただきます。

【3】税率について

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種		総排気量又は定格出力	税率
原動機付自転車	第一種（一般原付）	50cc以下、又は0.6kW以下 若しくは125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	第一種（特定原付）	0.6kW以下（電動キックボード等）	2,000円
	第二種乙	50cc超90cc以下、又は0.6kW超0.8kW以下	2,000円
	第二種甲	90cc超125cc以下、又は0.8kW超1.0kW以下	2,400円
	ミニカー	20cc超50cc以下、又は0.25kW超0.6kW以下	3,700円
二輪の軽自動車（軽二輪）		125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車（小型二輪）		250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	制限なし（最高速度35km/h未満）	2,400円
	その他	制限なし（最高速度15km/h以下）	5,900円

三輪以上の軽自動車

車種			新税率 ※1	グリーン化特例 ※4		旧税率 ※2	重課税率 ※3
				75%軽減	50%軽減		
三輪			3,900円	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,700円	4,600円
四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	—	8,600円	12,900円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	6,600円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	—	4,800円	6,000円
		営業用	3,800円	1,000円	—	3,600円	4,500円

※1 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両について適用されます。

※2 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両（重課税率対象車は除く）について適用されます。

※3 最初の新規検査から13年を経過した車両（電気自動車等は除く）について適用されます。

令和8年度の場合、平成25年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両について適用されます。

※4 一定の燃費基準を達成した車両のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された車両について、令和8年度分の特例措置が適用されます。

75%軽減対象車：電気軽自動車・天然ガス軽自動車

（平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制から窒素酸化物10%低減達成）

50%軽減対象車：令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車 【注】

【注】 ガソリン車・ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【4】納期限及び納付方法について

令和8年度の軽自動車税の納期限は、令和8年6月1日(月)です。

1年分の税金を1回で納付していただきます。

5月中旬に、出雲市から納税義務者宛に「軽自動車税納税通知書」を送付します。

納付方法	
口座振替	振替口座の登録がある場合は、口座振替で納付していただきます。 納期限日に自動振替を行います。
納付書	振替口座の登録がない場合は、納付書で納付していただきます。 「軽自動車税納税通知書」が納付書を兼ねておりますので、納期限までに納付をお願いします。 納付場所・納付方法については、納付書裏面でご確認ください。

【5】減免制度について

I 構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等に対する減免 【構造減免】

(1) 減免対象

車両の構造が身体障がい者等のために改造されている軽自動車等（車いす移動車など）

(2) 申請期間

令和8年4月1日(水) から 令和8年6月1日(月) まで

詳しくはこちら



(3) 申請方法

申請区分	申請方法	申請に必要な書類	申請窓口
新規申請	申請に必要な書類を揃え、窓口で申請してください。	① 減免申請書 ② 自動車検査証(写し可)【注】 ③ 申請者のマイナンバーカード	出雲市役所 市民税課 又は 各行政センター 市民サービス課
継続申請	減免継続申請書(ハガキ)を4月上旬に送付します。必要事項を記入して、窓口又は郵送で申請してください。	① 減免継続申請書(ハガキ) ※前年度から申請内容に変更がある場合は、新規申請が必要です。	

【注】電子化された自動車検査証(電子車検証)の場合は、「電子車検証(A6横)」と「自動車検査証記録事項(A4縦)」の両方が必要です。

(4) 注意事項

- ・新規申請時、自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」などの記載がない場合は、申請書に「車体の構造が分かる写真」の添付が必要です。
- ・減免決定による口座振替停止処理が間に合わない場合は、口座振替後に還付します。



II 公益のため直接専用する軽自動車等に対する減免 【公益減免】

(1) 減免対象

公益のために直接専用する軽自動車等(社会福祉法人が所有する車いす移動車など)

(2) 申請期間

令和8年4月1日(水) から 令和8年6月1日(月) まで

(3) 申請方法

申請方法 申請に必要な書類を揃え、窓口で申請してください。

必要書類 ①減免申請書 ②自動車検査証(写し可)【注】

申請場所 出雲市役所 市民税課 又は 各行政センター 市民サービス課

詳しくはこちら



【注】電子化された自動車検査証(電子車検証)の場合は、「電子車検証(A6横)」と「自動車検査証記録事項(A4縦)」の両方が必要です。

Ⅲ 身体障がい者等が所有する軽自動車等に対する減免【身体障がい者等減免】

(1) 「身体障がい者等」とは

下記の手帳のうち、いずれかの交付を受けており、一定の要件に該当する方です。

身体障がい者手帳 ※等級要件あり、療育手帳 (A)

精神障がい者保健福祉手帳 (1 級)、戦傷病者手帳 ※等級要件あり

詳しくはこちら



(2) 減免対象

所有者、運転者及び用途が下表のとおりである軽自動車等 1 台に限り、減免対象となります。

なお、下表の③及び④については、身体障がい者等本人が軽自動車等及び普通自動車を所有していない場合にのみ減免対象となります。

	所有者 (納税義務者)	運転者	用途
①	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	(条件なし)
②	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人のための交通手段
③	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人と 生計を一にする者	身体障がい者等本人のための交通手段
④	単身で生活する 身体障がい者等本人	身体障がい者等本人を 常時介護する者	身体障がい者等本人のための交通手段

(3) 申請期間

令和8年4月1日(水) から 令和8年6月1日(月) まで

(4) 申請方法

申請区分	申請方法	申請に必要な書類	申請窓口
新規申請	申請に必要な書類を揃え、 窓口で申請してください。 申請者は、納税義務者です。	① 減免申請書 ② 身体障がい者手帳等 (原本) ③ 自動車検査証 (写し可) 【注】 ④ 運転者の運転免許証 (写し可) ⑤ 申請者のマイナンバーカード ⑥ 申立書 ※必要な場合のみ	出雲市役所 市民税課 又は 各行政センター 市民サービス課
継続申請	減免継続申請書 (ハガキ) を 4月上旬に送付します。必要 事項を記入して、窓口又は郵 送で申請してください。	① 減免継続申請書 (ハガキ) ※前年度から申請内容に変更がある場合は、 新規申請が必要です。	

【注】電子化された自動車検査証 (電子車検証) の場合は、「電子車検証 (A6 横)」と「自動車検査証記録事項 (A4 縦)」の両方が必要です。

(5) 注意事項

- ・障がいの区分及び等級によっては、減免対象外となる場合があります。
- ・自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。
- ・所有者又は運転者が身体障がい者等本人と別世帯の場合、申請書に「申立書」の添付が必要です。
- ・減免決定による口座振替停止処理が間に合わない場合は、口座振替後に還付します。

【6】 其他のお知らせ

I 原動機付自転車および小型特殊自動車の申告について

原動機付自転車小型特殊自動車は、**使用の有無及び公道走行の有無に関わらず**、車両を所有していることに対して軽自動車税が課税されます。

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを車両に取り付けましょう。

詳しくはこちら



II 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について

令和5年7月から、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として、「**特定小型原動機付自転車**」が新設されました。

一定の基準を満たす電動キックボード等については、「特定小型原動機付自転車」として、軽自動車税が課税されます。

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを車両に取り付けましょう。

詳しくはこちら



III ペダル付き原動機付自転車（モペット）について

ペダル付き原動機付自転車（モペット）は、軽自動車税の申告が必要です。

ペダル付き原動機付自転車とは、電動で自走する機能を備え、電動のみ、又は人力のみによる運転が可能な自転車で、特定小型原動機付自転車に該当しないものをいいます。

ペダル付き原動機付自転車は、道路交通法及びに道路運送車両法上の「**一般原動機付自転車**」に該当します。

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを車両に取り付けましょう。

詳しくはこちら



IV 自動車検査証の電子化について

令和6年1月から、軽自動車について、電子化された自動車検査証（電子車検証）の交付が始まりました。

軽自動車税に係る申請時に**電子車検証**を用いる場合は、「**電子車検証（A6横）**」と「**自動車検査証記録事項（A4横）**」の両方が必要です。

詳しくはこちら



V 軽自動車税納付確認システム（^{ジェンクス}軽JNK^スS）について

令和5年1月から、「軽自動車税納付確認システム」の運用が開始されたため、三輪以上の軽自動車について車検時における納税証明書の提示が**原則不要**になりました。

また、令和7年4月からは、**二輪の小型自動車**についても、車検時における納税証明書の提示が**原則不要**になりました。

これに伴い、軽自動車税を口座振替又はスマホ決済アプリで納付いただいた方を対象に送付していた車検用納税証明書ハガキについては、**送付廃止**しておりますのでご了承ください。

※「軽自動車税納付確認システム」による納付確認ができない場合は、従来どおり車検用納税証明書の提示が必要です。

詳しくはこちら



VI 軽自動車税（環境性能割）の廃止について

令和8年度税制改正により、軽自動車税（環境性能割）は、令和8年3月31日をもって廃止される予定です。

これに伴い、「軽自動車税（種別割）」は「軽自動車税」に名称が変更になる予定のため、表記を「軽自動車税」に統一しています。

※ 地方税法を改正する法律が令和8年3月末までに公布されなかった場合は、「軽自動車税」の表記はすべて「軽自動車税（種別割）」に読み替えることとします。



3. 固定資産税・都市計画税について

【1】固定資産税について

納める方（納税義務者）

賦課期日（1月1日）に土地・家屋・償却資産を所有している方です。

税額の計算方法

土地・家屋・償却資産の課税標準額 × 1.5%（税率）＝税額（百円未満切捨）



【2】都市計画税について

都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。課税の対象資産は、旧出雲市の都市計画区域用途地域（一部除く）にある土地・家屋です。

税額の計算方法

土地・家屋の課税標準額 × 0.075%（税率）＝税額（百円未満切捨）

【3】固定資産税のよくある質問について

Q1 年の途中で資産の所有者が変わったら、固定資産税は誰にかかりますか？

A1 1月1日（賦課期日）が基準日です。1月1日時点の所有者に対して、その年度（4月～）の固定資産税・都市計画税が課税されます。そのため、令和8年1月2日以降に所有者が変わっても、令和8年度は、令和8年1月1日時点の所有者に課税されます。

なお、原則は土地・家屋登記簿に登録されている所有者に課税されます。未登記物件については、課税台帳に登録されている所有者に課税されます。

Q2 家を取り壊すと、土地の税額が上がると聞きました。どうしてですか？

A2 住宅用家屋が建っている敷地（「住宅用地」といいます。）には、固定資産税・都市計画税が軽減される特例が適用されています。

家がなくなると、住宅用地以外の宅地となりこの特例制度が適用されなくなりますので、土地にかかる税額が上がることになります。

【住宅用地に対する課税標準の特例制度】

- ①固定資産税 200㎡以下の部分は評価額の1/6に、200㎡を超える部分は1/3に軽減されます。
- ②都市計画税 200㎡以下の部分は評価額の1/3に、200㎡を超える部分は2/3に軽減されます。

Q3 築40年の木造家屋の評価額がずっと下がりにくいです。どうしてですか？

A3 年数経過による減価の補正率は20%が下限となっています。築40年の木造家屋であれば、既に下限に達しているため、評価額が据え置きになっていると考えられます。



【4】家屋調査について

建物を新築・増(改)築された場合は、家屋係までご連絡ください。後日、調査にお伺いしますのでご協力をお願いします。あわせて法務局で登記手続もお願いします。

【5】滅失家屋の連絡について

家屋を取り壊されたら、家屋係までご連絡ください。また、建物登記をされているものは、法務局で抹消手続もお願いします。

なお、令和8年中に取り壊された場合、翌年度(令和9年度)から課税されなくなります。

【6】未登記家屋の所有者変更の届出について

相続や売買などで未登記の家屋の所有者を変更するときは、変更届の提出をお願いします。

なお、令和8年中に届け出られた場合、翌年度(令和9年度)から納税義務者を変更します。

【7】老朽危険空家を取り壊した場合の減免申請について

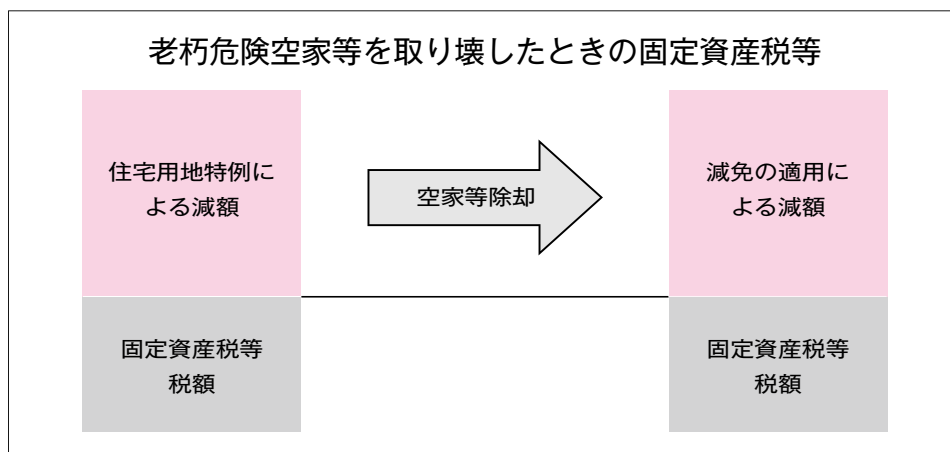
市の「老朽危険空家等除却支援事業」の補助金を受けて空家を取り壊した場合、取り壊した後の土地について一定期間、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。(最長2年度分)

「老朽危険空家等除却支援事業」の補助金交付には、市による事前調査が必要となります。必ず取り壊す前にご相談ください。(相談先：出雲市建築住宅課空き家対策室 電話 21-6210)

※事前相談なく取り壊された場合は、補助金交付の対象とならない場合があります。

【減免申請手続】

年度始めの納税通知書の発送にあわせて、該当する土地所有者には「減免手続」の書類を送付します。

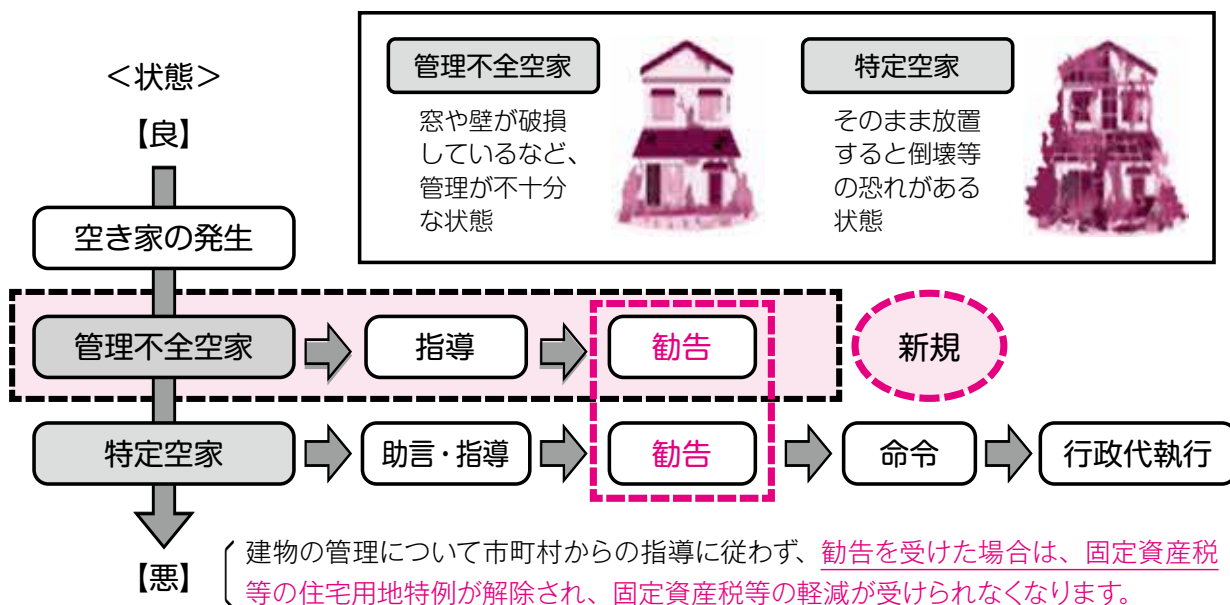


※住宅用地特例による減額相当額を減免することになります。



空き家対策室からのお知らせ

空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、「特定空き家」に加えて「管理不全空き家」も指導・勧告の対象となりました。〈令和5年12月施行〉



固定資産税等の住宅用地特例とは...

居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が住宅用地に該当する場合には固定資産税等が軽減されます。

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準額	1/6に軽減	1/3に軽減
都市計画税の課税標準額	1/3に軽減	2/3に軽減

お持ちの空き家でお困りの方... **NPO法人出雲市空き家相談センター**へご相談ください!

* 専門家が相談内容に応じて、助言や支援を行います 電話 080-2936-7559

● 担当 出雲市建築住宅課空き家対策室 電話 21-6210

4. 市税等の納付について

【1】納期限内の納付について

市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市民サービスの原資となる大切な自主財源となりますので、納期限内に納付してください。

納期限内に納めることが困難な場合は、事前に収納課へご相談ください。

【2】督促状について

市税等を滞納された場合は、督促状を発送し1通につき100円の督促手数料を徴収します。督促状は、納付書として使用できますので、指定した納付期限までに納付してください。

※後期高齢者医療保険料は、督促状に同封された納付書を使って納付期限までに納付してください。

【3】 滞納処分について

財産の差押えや搜索

督促状等によっても納付されない場合は、滞納している方の財産（給与・不動産・動産・預貯金・生命保険・自動車等）の差押えや、自宅・事務所など関係場所の搜索を行い、財産を差押えることがあります。

差押物件の公売

差し押えた財産が動産等の場合は、インターネット公売や自治体共同公売によって売却し、滞納市税等に充当します。公売の開催日等は、広報いずもやホームページ等でお知らせします。

【4】 延滞金について

滞納された市税等を納付される時には、納期限までに納付された納税者との公平をはかるため、本来の税額のほかに延滞金を加算し、合わせて納めていただくことになります。

【延滞金の割合】

区 分	納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	納期限の翌日から1カ月を経過した日以降
令和8年中の延滞金率	年2.8%	年9.1%

※延滞金が1,000円未満の場合は、徴収しません。

【5】 猶予制度（換価の猶予・徴収の猶予）について

市税等を一時に納付することが困難な場合には、申請することにより差押えや財産の換価（売却）などの猶予が認められる場合があります。

【6】 日曜納税相談について

平日来庁できない方のために日曜納税相談を行い、市税等の納付や相談を受け付けます。

【相 談 日】 ① 5月10日（日） ② 7月5日（日） ③ 8月30日（日）
④ 10月11日（日） ⑤ 12月6日（日）

【時 間】 9：00～12：00

【会 場】 出雲市役所1階 くにびぎ大ホール

※都合により中止する場合があります。

中止する場合は、市ホームページ等でお知らせします。



【7】 特別徴収市県民税について

特別徴収義務者が特別徴収（給与から差し引き）した個人の市県民税は預り金であり、事業資金ではありません。特別徴収義務者が納入しない場合、脱税に関する罪の対象となります。

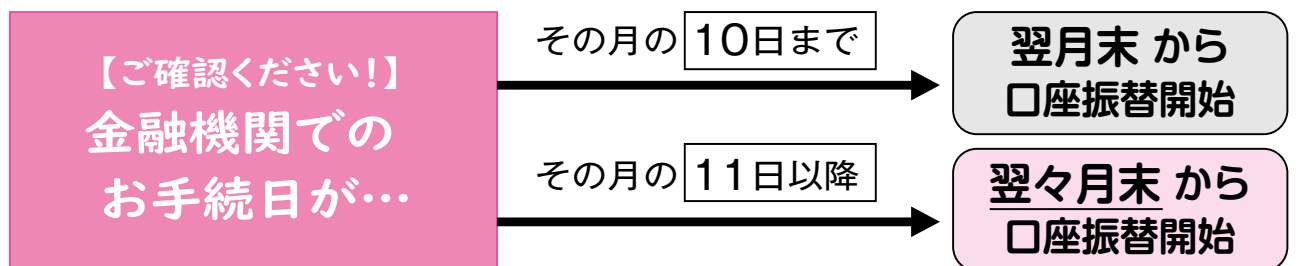
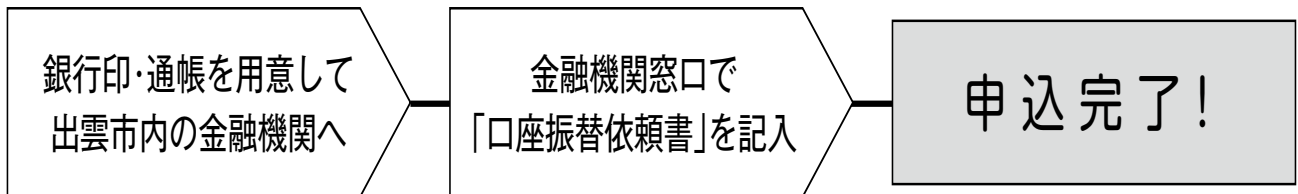
特別徴収による市県民税が滞納されると、従業員は給与から市県民税が差し引かれているにもかかわらず、納税していないことになります。そのため、従業員が納税証明書を取得した場合、滞納扱いとなり、必要なサービスが受けられないといった影響が出てきます。

必ず納期限内に納付してください。



【8】納税は、便利で安心な口座振替をおすすめします

金融機関やコンビニに毎回出かける手間が省けて安心・安全な
口座振替をご利用ください！ 手続は簡単です。



残高不足で口座振替ができなかった場合

市役所から送付する「口座振替不能のお知らせ」(紫色のはがき)を使用し、期限内にコンビニや金融機関等で納付してください。再振替はできません。



取扱金融機関

島根県農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫、鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合JFしまね、ゆうちょ銀行(郵便局)

- ・山陰合同銀行
- ・鳥取銀行

スマホから
申込みもできます



市税についての問い合わせ先 <出雲市役所>

市民税課

- ★市県民税 21-6770
- 21-6714
- 21-6898
- ★法人市民税 21-6728
- ★口座振替・軽自動車税 21-6703

資産税課

- ★管 理 21-6351
- ★土 地 21-6667
- ★家 屋 21-6820
- ★償却資産 21-6219

収納課

- ★納付相談 21-6647